

## 令和5年度第2回伊予市文化財保護審議会議事録

令和6年4月15日

【日 時】令和6年3月18日（月）10時00分～11時45分

【場 所】IYO 夢みらい館2階 会議室201

【出席者】審議会委員：門田真一会長 胡 光 委員 遠藤貢治委員 岡田敏彦委員  
鈴木 洋委員 清野弘和委員 玉井光憲委員 中尾治司委員  
本田 壽委員 水元 猛委員 以上10名

教育委員会：上岡 孝 窪田春樹

事務局：小笠原幸男 堀内和美 福積和富 島崎達也

【欠席者】審議会委員：岩田恒郎委員 三吉秀充委員

### 委員会議事録

（※文字起こしにあたり、素起こししてケバ取りをした。加えて、同じ発言の繰り返しは削除し、明らかな言い誤りを修正するなど、部分的に整文した。）

#### 1. 開 会

##### (1) 会長挨拶

（事務局2）令和5年度第2回伊予市文化財保護審議会を開会いたします。本日はお忙しいなかご参加いただきありがとうございます。開会にあたりまして、会長にご挨拶いただきます。

（会長）おはようございます。「一月は行く、二月は逃げる、三月は去る」と言いまして、もう3月過ぎまして、ちょっと寒いですがけれども、お集まりいただきありがとうございます。今年1月1日に能登半島の地震が起きました。今、毎日毎日その復旧復興の状態などが報道されてまして、改めて日本列島の中で我々住んでるわけで、その影響というものを改めて噛みしめているところですがけれども、実は、先日新聞でも紹介されてましたけども、今私の友人がですね、伊予市の市民ですけども、能登のボランティアで復旧に行っておりまして、電話かかってきまして「大変よ」「どした？」「今行ってるんやけど」って言うて、いわゆるその文化財がですね、非常に大変なことになってるといふ電話があったんです。まあ、それはそれぞれの県だとか市の方に連絡をして、対応しないといかんという話をしたんですけども、先日の愛媛新聞にも載っておりますけれども、能登の8市町の指定文化財の202件がですね、被害を受けたという報告があったようです。しかしこれは1/4しかわかってない訳で、400件余は未調査だということのようなことでありました。今、石川県それからそれぞれの市町で、レスキュー隊を組織して、それぞれ今、調査復旧にあたっているということで、国の重要文化財「黒丸家住宅」

だとか、あるいは寺社仏閣も影響を受けているということでありました。改めて文化財の立場で言いますと、こういう大規模な震災が起こった時に、歴史的なものですから、非常に影響が大きいわけで、我々も、震災というのは命が助かるというのが一番大事ですけれども、文化財の立場でも、こういうことが起こるということを想定して、どういう対策をしていかないといけないのかということも、改めて所有者・行政含めてですね、いろんな危機管理といいますか、考えていかないといけないんじゃないかな、ということを改めて思いました。起こることは起こるものですが、しかし、対応ができるように実施していかないということで、おそらく未調査のものはほとんど分からなくなってしまうということです。調査も含めて大事なかなと思いました。本日は今年度の第2回目の審議会でございます。皆さんの慎重な審議をよろしくお願い致します。

(事務局2) ありがとうございます。10月1日に事務局職員の異動がありました。事務局1より挨拶をさせていただきます。

(事務局1) (自己紹介) 委員の皆様方におかれましては、平素より文化行政各般に格別のお力添えを賜っておりますことに対しまして、心よりお礼を申し上げたいと思っております。本日2回目の審議会となりますが、それぞれのお立場から、ご意見等を頂戴いたしまして、今後の業務推進に活かしてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(事務局2) それでは、報告事項に移ります。ここからの進行は、会長にお願いします。

(会長) はい。それでは、第2回の審議会に入りたいと思います。最初に「令和5年度事業計画の進捗状況について」、1～4ページまで説明をお願いします。

## 2. 報告事項

### (1) 令和5年度事業計画の進捗状況について (1-5頁)

(事務局3) はい。お手元の資料、1～2ページをご覧ください。

まず、「1. 刊行物について」ですが、今年度は3件の刊行物を予定しておりました。

①『伊予市内遺跡詳細分布調査報告書Ⅴ』は3月15日に納品されました。②『伊予市指定文化財「豊川渉関連資料」 豊川渉の思出之記Ⅱ』と③『灘町宮内家文書目録 近世編③』は、3月21日納品予定です。委員の皆様には、後日郵送させていただきます。

次に、「2. 未指定文化財の調査等について」ですが、①市場南組窯跡群第10次調査は、2月9日から2月28日の間、委員11に依頼して実施しました。2月17日に現地説明会を実施し、36名以上の参加がありました。4頁上段の写真と、資料1をご参照ください。②「与州大洲郡中波戸圖」の調査報告書作成等については、予定通り調査報告書

を作成しました。のちほど審議をしていただきます。③福田寺本堂襖の下張り文書の資料化についても、委員 2 に御協力をいただき、8 月 28 日に、令和 5 年度愛媛大学ミュージアム博物館実習Ⅱにおいて実施しました。剥した文書 25 点は、持ち帰って整理し、中性紙封筒に収納しました。

次に、「3. 文化財説明看板の設置について」です。予定しておりました修繕と設置は完了しました。4 頁中段に写真を掲載しております。①「池窪土山地蔵の石垣」（地蔵堂の石垣）の看板は、資料 2 の調査報告書を作成したうえで文面を作成しました。委員 8 や、双海史談会の方々からも貴重な御意見をいただきました。

つづいて「4. 市民向け普及啓発活動について」です。

①各地の公民館や小学校と連携した児童・市民向け講座は 4 回実施ないし準備しました。②広報紙・公民館だよりへの記事執筆を随時行い、情報発信しました。③彩浜館では巨大な材化石、通称扶桑木を展示しています。IYO 夢みらい館縁側モール展示は、現在 5 回目を実施中です。審議会後にご覧いただけますと幸いです。これまでの展示の様子を 4～5 頁に掲載しております。なお、前回の審議会で、市民や審議会委員が参画できる展示企画をとのご意見をいただきましたので、自由に書きこめるノートを設置して、感想や要望をいただけるようにしています。これに加えて、2 月 25 日に大平地区公民館で開催された南山にここ食堂において「旧唐川小学校資料」を展示しました。以上でございます。

（会長）はい。それではですね、今報告ありましたので資料も見えていただいているかもしれませんが、それぞれ審議委員の皆さんも関わっていただいておりますので、補足していただきたいと思いますけども、最初の刊行物につきましては、豊川さんの『思出之記』のⅡが刊行されるということでもあります。3 月にはできるということで。前にも申し上げましたけれども、伊予市の指定文化財になってですね、Ⅰについては出版されておりましたが、Ⅱについては、できてなかったということで、前々任者の文化財保護担当職員を中心に翻刻をして、編集等々やりまして、特に Y 先生にも大変ご協力いただきました。いろいろと関連の資料なども精査していただきまして、刊行されます。ぜひお目通しいただきたいと思います。いずれにしても、こういうものが出されたことを受けて、少し発表の仕方とか、検討を始めているということでございます。それから、『灘町宮内家文書』につきましても、これもだいぶかかりましたけど、一応、近世編は 3 巻ともに終了するというところでございますので、私の方から補足しておきます。

（委員 4 が挙手）

（会長）はい。すいません、委員 4 の方から、お願いいたします。どうぞ。

(委員 4) 市場南組なんですけど、今日欠席しております委員 11 から、ぜひということで、メモをお預かりしました。ちょっと読ませていただきます。

「本日の文化財保護審議会では、3 ヶ年におよぶ市場南組窯跡群の報告を予定していましたが、所用のため不在で、出席はできません。これまでは日程調整が行われていましたが、今回はありませんでした。日程調整を行った方と、行わなかった方がいらっしゃると思います。その理由をお聞かせください。私の場合、開催日を 1 日早くお知らせいただけていたら、出席可能だったことを申し添えておきます。」

「調査の報告ですが、愛媛新聞の記事で報道された内容から、さらに重要な発見がいくつかありました。県内最古級、これは国内最古級なのですが、窯跡が 2 基と新聞で報道されましたけれども、4 基確認されました。さらに 1 基分布している可能性があります。また国内の窯跡では珍しい側溝が設けられていること、それから煙出しが良好な形で残されていることも明らかになりました。発掘調査中には、S 愛媛大学名誉教授、M 教授、奈良県から須恵器研究の第一人者、U 奈良大学名誉教授、県の文化財保護課の元専門監、T 氏に現地に来ていただきました。各先生方とも、最古級とされる窯跡がトンネル状に残っており、学術的に重要であるうえに、伊予市を代表する文化資源であることから、追加の確認調査を実施する必要があるという意見をいただきました。加えて、良好な形で窯跡群が残されていることから、追加調査では、現地展示をイメージした調査が必要だろうと提言がありました。U 先生からは、これまで審議会でも提案いたしましたが、県史跡かわらがはな窯跡群（註：県指定史跡市場かわらがはな古代窯跡群）との関連をもたせて活用してはどうかという意見がありました。T 氏からは、現地説明会並びにその前後で 100 人を超える多くの方が参加され、期待も大きいので、それに応じていく必要があるとの助言をいただきました。調査の計画では 2～3 基程度の窯跡が分布していたと考えておりましたが、想定外の窯跡を確認したことにより、更なる調査が必要であること、その窯跡が学術上も重要であること、更に現地展示を想定した調査が必要と考えられることから、2 年程度の追加調査を要望します。また事務局には、以前より、県史跡かわらがはな窯跡への追加指定等に向けた整備・準備お願いしましたが、そのとりまとめをお願いします。それを踏まえて、来年度早々にも事務局と今後の方向性を協議したいと思います。」

という要望が来ました。詳しいことは、また委員 11 から連絡があると思いますので、連絡を受けて、先に進めていただきたいと思います。2 基とあったのが、4 基と、数が増えていると。ちょっと私も現地に行きましたけど、非常に残りがいい。あれほど残りのいい古い窯跡はありませんので、何とかそれを調査して、実際に目で見えるという状況にするのがいいと思います。その時に、やっぱり、委員 11 も言っておられますが、かわらがはな古代窯跡、森の方にも窯跡がありますし、既に無くなっていますが、高速道路建設の時に、新池の所でやっぱり窯跡が見つかっています。新池のところに須恵器と瓦の窯があるのですが、一旦須恵器の窯を使い終わって、100 年くらいして、もう一

回もとに戻って、瓦の窯を焼くのですね。この100年は、恐らく、薪が無くなって成長する期間だと思います。だから燃料ができる段階で、もう1回戻って来て、同じ所で焼くということは、この伊予市の地区が非常に、窯跡として、焼物として良い土地だったと思います。それをやっぱり、もっとアピールする方法を考えた方がよいと、個人的に思います。

(会長) はい、ありがとうございました。1点目のことですけれども、お問い合わせがあって、つまり審議会の委員の先生のところに日程調整が来なかったという点、どうなのかという質問がありましたが、その点についてどうですか？

(事務局3) はい。日程調整が一部の委員さんにできていなかった件、大変失礼しました。事実でございます。

(会長) はい。審議会は年2回しかありません。特にいろんな先生方がいらっしゃるわけで、皆さんの日程ができるだけ最大限ですね、参加できる日程を調整してください。

(事務局1) すいません。この度、審議会の日程調整に関しまして、不快な思いを委員の皆様を与えてしまったことにつきましては、改めて深くお詫びを申し上げるところでございます。そもそも、日程調整が直前になってしまったということもあってですね、開催日が限られる中、どうしてもご出席いただきたい委員の数名の方に調整をかけてしまったということが、今回のような事態に至ったきっかけでございまして、本来そういうことは、起こすべきでない。委員の皆様には、当然上下の関係などはあるわけもなく、皆様に同じような形で調整をしないといけないということでございます。それができなかったことに対しましては、こちらもしっかり反省をしてですね、今後このようなことが起きないように、まず調整に関しては日程をですね、直前ではなく、もっともっと先んじて、2ヶ月、3ヶ月前に調整を行うということで、各委員の皆様に、どのようなご予約かを確認することで、結果、全員の方にご出席いただけるようになるかどうか、まだわかりませんが、極力たくさんの方にご出席いただける日程で調整するという形で、今後対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) はい。よろしくお願いいたします。それでは、内容につきましては、私も、この市場南組窯跡群の見学会も参加しました。大変多くの方々が来ていただきまして、非常に関心の高さを示していると思います。それで、委員4の方から、委員11のご意見ということで、ご紹介いただきました。これも、コロナ禍を挟みながらですね、継続して行っている。大変、伊予市としては、県指定の市場かわらがはな古代窯跡群の文化財、

それから将来、委員 11 が、やっぱりこれをちゃんと保存して史跡にしていくということの、伊予市全体の、戦略的に、目標を持って調査していくべきということでおっしゃっておりまして、4 基あるということもわかったようでございますし、改めて追加的な調査を 2 年ばかり行ってほしい、というご意見でございます。この機会に、要望ご意見があるので、答えられる範囲内でご意見いただけたらと思います。

(事務局 2) はい。委員 11 の方からいただいたご意見というのが、こちらの方が来年度予算要求をしている中では、対応していない事項でございまして、今年度で終了というような計画をさせていただいておりました。新たに今回こういうふうなお話をいただいたということで、どのように対応できるのか、また伊予市としてここをどういうふうに展望を持って進めていくのかということも含めまして、今後の検討ということを、まずさせていただきたいというふうに考えます。

(会長) はい。それでは、そういうことでお願いをいたしたいと思います。また後でご意見あればお願いしたいと思います。それでは、与州の波戸図については後でやりますけども、この部分で特にありませんかね？3 の看板の配置ですけど、中尾先生、何かご意見とか。

(委員 8) はい。文化財専門員からは、何度か相談を受けながら、最終的に設置まで至っております。別冊の方の資料 2 のところに、報告書を出していただいておりますけれども、非常に文献調査、それから現地の調査、丁寧にさせていただいて、その度に関係者にも聞き取り等をしていただいて、いろいろと表記の問題、地名の表記であるとか、土山地蔵と堂山地蔵、2 つ漢字が存在するというようなこととか、どう扱うかなと、というような問題があったんですけれども、並列に表記するというような、最終的な決定もしていただきまして、立派な看板にさせていただいたということです。年度内にしっかり仕事をしていただいたというふうに評価をしております。以上です。

(会長) はい。ありがとうございます。それでは、引き続き文化財の看板につきましても整備していただきたいと思います。

それから 4 の市民向け啓発事業などにつきまして、何かご意見ございませんでしょうか？今、1 階のところに、先ほど紹介ありましたけれども、唐川小学校の資料を、(旧校舎の建物は解体されて) なくなりましたけども、展示をしております、ちょっと見ましたけども、大変貴重な写真集があります。ぜひご覧になっていただきたいと思います。これは、個人からの寄託といたしますか、ご提供だったんですか？

(事務局 3) こちらの方はですね、地元の方が解体を前にして小学校の校長室の金庫を

調べたところ、見つけました、ということで、大平地区公民館の方に持ち込まれた資料です。先ほどの質問への答えなんですけれども、所有者がはっきりとしない状況ではございます。大平地区公民館に地元の方が持ち込んだ。ただしその帰属がどこにあるのかというのは、少し曖昧な状況ではございます。

(会長) 一応、伊予市の方に寄託されたという認識でいいですね？

(事務局 3) 手続きを経ておりませんので、今検討中です。

(会長) いずれにしても、今のところちゃんと伊予市の方で、教育委員会で持ってるわけですから、またどっかに行ってしまった、とかいうことないようにちゃんと管理の方よろしくお願いします。はい。それでは「5. その他」のところについて、引き続いてご報告をお願いします。

(事務局 3) はい。2 ページをご覧ください。

「①「伊豫稻荷神社宝物館」文化財保存管理活用調査委員会について」です。昨年度に引き続き、文化財専門員を委員として派遣しました。

「②福田寺本堂の現状変更完了と、登録範囲について」は、7 月中に手続きが完了しました。

つづいて「③民具の移動について」ですが、これは、旧永木小学校にある民具 2,559 点を、全て 15km 離れた旧野中小学校他に移動させるものです。試験的に一部の民具を移動し、全て移動させるのに必要な作業量と時間を算出しました。2 往復 5 時間を 1 日として、86 人役で 43 日間必要となる見込みです。来年度に引き継いで作業を実施します。

次に「④伊予市指定文化財「猪の窪 1 号墳副葬品」の保存処理」については、前回の審議会で、処理前に詳細な記録をしておくべきとの指摘をいただきましたので、県埋蔵文化財センターの職員に依頼して、10 月 27 日に実施しました。保存処理については、県歴史文化博物館にて 2 月 22 日から開始しており、3 月下旬～4 月上旬に完了する予定です。

「⑤包蔵地台帳の整理」については、工事が予定されている場所や情報提供があった箇所を中心に上吾川、佐礼谷、下灘等で包蔵地調査カードを新規作成・修正しています。調査を継続しなければならない箇所も多く、県教育委員会との事前協議まで完了したのは 5 件です。これまで正確な場所が不明であった藤の瀬城跡については、委員 10 に伝承地を案内していただき、台帳を作成することができました。また、2 月 8 日には、内子町教育委員会と合同で、黒山城跡の現地確認を実施したので、現在、協議しながら調査成果を整理しています。

⑥の「開発前の包蔵地確認」については、これまでも庁内における建築確認申請等に伴う確認や、市民や業者からの問い合わせに対応してまいりましたが、新たに、建築工事届や道路占有届等の確認の機会にも確認することといたしました。これに伴い、包蔵地内の開発を確実に把握して「⑦開発に伴う埋蔵文化財調査」を随時実施しています。また、包蔵地外であっても、任意の工事立会に協力してくださる業者の方も少なくなく、今年度は6件実施することができました。

「⑧伊予市内の文化財（指定、登録、未指定）を地域全体で体系的に保護していくための今後の取り組みについて」は、「文化財保存活用地域計画」作成のための準備と工程について、先行している自治体から情報収集をおこないました。具体的な手順や予算、利用できる補助金などについて情報を集めました。さらなる情報収集に必要な経費を、来年度予算に計上して要求しています。

「⑨来年度（令和6年度）の普及啓発活動の計画」については、予算要求中です。

また、令和3年度第1回審議会でご指摘をいただいております、民俗行事の映像記録についてです。今年度の計画にはなかったのですが、双海地区公民館と合同の民俗調査とYoutubeによる動画配信を実施しました。双海町大久保地域には、市内で唯一、大きな藁草履を吊るす行事が残っており、この様子を調査撮影して、伊予市公式チャンネルにアップしたものです。公開から約2週間で100回を超える視聴がありました。

以上でございます。

（会長）はい、「その他」のところでございます。皆さん補足をしていただいたらと思います。まず1の伊豫稲荷神社の宝物館の文化財調査報告の件ですが、これは各文化財保護審議委員の皆様にも送らせていただいたと思います。ちょっと分厚くて非常に恐縮なんですけれども、1年半ぐらいかかりまして、伊予史談会のY先生を委員長にして、16人の県の歴博、あるいは県の文化財保護課、美術館それぞれの分野の各委員の皆さん方のご協力を得まして、まとめることができました。一応これは、文化協会の文化財調査委員会ということで、神社側の方から受けましたので、市の方からは一応、文化財専門員に来ていただいたことなど、ご協力いただいたことを感謝申し上げます。それで、これに基づきまして、実は委員会の中でも議論が出ていたんですが、建築物の関係の悉皆調査、石造物も悉皆調査しました。その中で、今まで文化財になっていなかったものを、是非にという意見がございまして、建築物で、稲荷神社の本殿ですね、拝殿の方は平成元年に改修してますので。本殿はですね、元禄ですね。それから絵馬殿が安政ということで、その2つの建造物について、国の登録有形文化財に、是非したらどうかと、文化財保護課のIさんから推薦されました。そういう御意見もいただいて、神社側の方にお伝えしたら、神社側、そして総代の方も、そういうことでありましたら、その意向をお伝えしますということになりました。ですから今後、具体的な手続きは、県の方に、文化庁の方に、また上げていくということで、文化庁が最終的には決めるんですけ

れども、国の登録有形文化財、建造物の2件を、この調査報告書の成果として、登録できるようにないばいいと思ってます。報告だけさせていただきます。

あと、福田寺のことがあります。それから民具のことですが、民具につきまして、委員1が今日はお休みなので、委員1からご意見をいただいておりますので、紹介をさせていただきます。「民具につきましては、保管環境が悪く、以前見た時よりも状態が非常に悪化しています。」と、番号わかりませんが、「箆笥 0994 は、実物を見て、やっぱり判断すべき」だと。これ、後のことになるのかもしれませんが、箆笥の件のご意見をいただいております。それから唐箕ですかね、「1637 番、1639 番は、戦後の新しいもので価値が低いので1台あればよい」と。「古いものが数台あれば良い」というご意見をいただいておりますので、これにつきましては、また、事務局の方でご意見をいただきたいと思います。民具の移動等は、もうこれは全部、教育委員会の方でやられたんでしょうかね？

(事務局3) はい。こちらに関しましては、事務局の方で行いました。

(会長) はい。猪の窪古墳の件、それから包蔵地台帳の整理等々につきましての報告でございます。何かご意見ありますか？委員10、佐礼谷の包蔵地台帳、参加されて何かございせんか？特にないですか？

(委員10) はい。

(会長) はい。それから⑧の「伊予市内の文化財を地域全体で体系的に保護していくための今後の取り組み」ということで、ずっと、この2年ばかり、文化財保存活用計画についての取り組みということで進めておりますけれども、先行の自治体から情報収集ということで、今のところ、認定の計画は松野町、それから西予市、2つの認定の市町になっておりまして、それから松山市が、もう既にホームページを見ましたらできておりまして、意見公募を完了したということになっておりますので、そういう動きになってます。私の方の情報では、あと久万高原町だとか、それから宇和島市の方も準備をしているという意見をいただいております。これについては、それぞれ市町の計画の経験を、秋かと思いますけども、私の情報では、歴博で、それぞれの経験の報告会が行われると聞いておりますので、計画作りなどについて研修も兼ねて、ぜひご参加いただいたらと思います。情報をまた確認して連絡を密にさせていただきたいと思います。いずれにしても、毎年11月に文化庁に申請ということになっておりますから、国の補助金を得て、この策定をするのであれば、それに間に合うように準備していかなければいけません。ちょっと事務局1の方にもお話しして、少し資料も見ていただきましたけれども、国の交付税等補助金もあるようですので、どういうふうにしていくのか、また内部で

協議ご審議いただけたらと思っております。

はい。それとこの場で、私ばかり報告して申し訳ないんですけども、地域計画は伊予市全体の保存活用計画なんです、登録有形文化財の宮内家住宅の保存活用計画についても、今準備を始めております。一応、県の方にも、相談に行きまして、保存活用計画の策定について、建築士会と、それから建築家協会の協力を得て、準備体制を作っております。一応、伊予市の方で、登録有形文化財宮内家住宅の保存活用計画について、策定する準備をしていますということで、文化庁の方にも一報を入れていただいたようでございますので、必要な調査を、連休後ぐらいになると思いますけれども、進めていきたいと思えます。G先生が委員長になっていただけるようなので、県下のいろんな方々、建築士の皆さん方で体制を作っていきたいということで、報告させていただきます。

(委員 10) ちょっとごめんなさい。

(会長) はい。

(委員 10) 思い出したんですが、私もちょっと聞いたんですが、平岡の方で貝の化石が産出している。郡中層の露出というか、確か私も文章読んだなかでは、平岡の貝の化石について出てなかったんで、鵜崎へんと同じような地層で出てくるのかも知れんですが、そういうところもご存知でしたら、調査していただくといいんじゃないかなと。お城の所へんで出たとは平岡の人には聞いたことあるんですけど、ちょっと私も詳細を調査してないんで、はっきりわからないんですが、すいません。

(会長) はい。この前の佐礼谷の包蔵地調査の時にわかった訳ではないですね？

(委員 10) じゃないんです。それから後で情報が入ったものですから。昔、貝の化石がかなり出たんで、このお城の上のどこへんでも出たし、下に水飲み場いうんがあるんですが、谷川のところに。そこにまわりに礫岩があるところへん、そこらへん海の化石がいっぱい見えたとは聞いたんですけど、私自身はそこ、興味があるから、見たんですけど、どうも風化してしまったのか、みんなが採ったんか、海の化石を現物は私も見てないんで、はっきりわからないんですが。はい。

(会長) はい。また、これは事務局の方で少し打ち合わせしていただけたらと思えます。その他よろしいですか？

ちょっと報告のところで、以前ですね、いわゆる長州大工の彫物があるんですけど、長州大工関係の文化財調査を 2020 年の 6 月に行いました。令和元年の 11 月 25 日に、教育委員会と文化財保護審議会とが主体になって、教育委員会と建築士会の皆さんと一

緒に、現地の所有者も含めまして調査が行われたんですが、それ以降ですね、令和2年度の審議会でも審議がされておりまして、具体的に指定に向けて図面作成等について行っていくということで要望してるんですが、それがどうなっているのかという御意見を関係者の皆さんから、私も聞かれておりますので、委員9さん、少し補足していただけないでしょうか。

(委員9) はい。今会長さんが言われましたように、令和元年の11月に現地調査を行いました。中山町の山吹御前神社、盛景寺、それから永田の三島神社です。建築士会のHさんとかにも参加していただきまして、ずっと見てまわりまして、報告書を作ったのですが、最後のまとめのところ、今後、図面がないのですから、図面を作って、やっぱり、はっきりとやっておかないと、一応写真はもう撮って報告したんですけども、実際に図面がないということなので、今後できましたら、建築士会の中にはヘリテージ委員会が動き出しておりますので、その方々と協力をいただいてですね、現地の図面を作って、今後実際に動いたらどうかなと思っています。予算がいることなので、現地調査をして、図面を拵えて、というのはボランティアというのはなかなか難しいのではと思いますので、是非、予算組みというのは必要ではないかと思ひまして、そのあたりは建築士会のヘリテージマネージャーとご相談しながら、やっていったらな、とは思っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。ですから、それが積み残し課題になっておりまして、この時も調査委員会には教育委員会も文化財保護審議委員も専門家もそして現地の所有者も指定に向けて調査に協力していただいているわけで、その後のですね、実務が進んでいないということで、お叱りといいますかご指摘いただいております。まあ、予算の関係がございましたから、市の方の事情もわかるんですけども、これについて委員会事務局の方でご検討いただきたいと思います。よろしいでしょうかね。はい、お願いいたします。

(事務局1) 皆さん、会長さん、ちょっと少しよろしいでしょうか？

(会長) はい。

(事務局1) 今の件とは違うんですが、ちょっといろいろお話をいただく中で、その他の2点目の稲荷神社の宝物館なんですけども、例えば、こちらが国とか県とかの文化財に指定されることは非常に良いとしても喜ばしいところなんですけども、こちらについては当然、事務上のお手伝いは私どもで対応したいと思うんですが、そこに一定の予算が必要になった場合、それが補正予算で対応できるかというところが非常に不透明なところ

もあります。そちらについて、それが令和7年度の予算になるのか、それとも補正予算になるのかというのは、こちらの方でまた検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。あと、文化財の保存活用地域計画につきましても、これまでもいろいろ協議研究を重ねてまいりまして、その必要性については十分考えているところでございます。ただ、その計画策定については、一定の時間を要するというところ、あと、業務量が必要になってくると、そちらに職員がどれだけ注力できるかというところもあろうかと思っておりますので、どのような予算を活用するかということも含めて、市として方向性をちょっと示したいなと思っておりますので、そちらについても、どうしても皆さんにご意見をいただいた中で、今後こういう流れで、その計画策定に取り組んでいきますよ、ということで、そこを明確にして、予算が取りやすいような体制を作っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(会長)はい、ありがとうございます。稲荷神社の2つの建造物の登録文化財の申請は、基本的には文化財法上は所有者、もしくは管理団体が申請することになっておりまして、申請の書類の書式等については、もう決まっておりますが、それに伴う図面を作ったりは、基本的には所有者および管理団体でやるということになりますから、これにつきましては、市の方の予算ということは、まあ、いろんな人的なご支援をいただかないといけませんし、手続きは市町村を通して県、文化庁ということになりますから、そういう手続きのご協力をいただきたいと思います。技術的、あるいは行政的な助言をいただきたいと思いますけれども、実際に図面作ったりすることについては、所有者側の方で、当然ヘリテージ委員会を含めてご協力いただかないといけません。それから文化財を、先ほど言いました地域計画につきましては、これは私もちょっと勉強しながらちょっと手引き等々を読ませていただきましたら、この計画策定についての補助制度があるということがわかりました。これは、計画作り、策定を準備すれば、国の国庫補助が使えるということがわかりました。それから、登録有形文化財につきましては、これもそういう補助金があるということなので、それは含めて、またご相談させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

はい。いろいろ要望を話ささせていただきました、すいません。その他、報告に関して如何でしょうか？ご意見、あと審議事項の方では、さっきのところもありますから、そこでご覧いただいたらと思いますが、それでは報告事項につきましてはよろしいでしょうか？

はい。それでは、別に挙手等はしませんが、承認されたということで、ご了解いただきたいと思っております。ありがとうございました。

はい。それでは、事務局の方からつづきをお願いします。

## (2) 令和5年度歴史資料の受贈受託について

(事務局 3) はい。6 ページをご覧ください。令和 5 年 3 月から今年 2 月末までの間に寄せられた寄贈寄託の申請について説明いたします。

まず、「与州大洲郡中波戸図」については、昨年度の第 2 回審議会の直後に寄贈申請いただき、受贈しました。このあと審議していただきますので、よろしくお願いいたします。

「福田寺本堂襖下張り文書」25 点も、貴重な江戸時代中期の古文書として受贈しました。

県指定史跡「市場かわらがはな古代窯跡群」について、土地所有者の方より、指定直前に作成された図面 3 点の寄贈申請がありました。指定時の状況がわかる資料として、受贈が適切と判断しました。

上野と郡中で歴史資料の寄贈の相談がありました。委員 5 にも御協力いただいたのですが、調査報告書は資料 3 と資料 4 です。資料 3 の踏車は、伊予市が所蔵していない民具です。明治 27 年という年代と、所有者の名前が書かれています。資料 4 は、郡中にあった酒屋の一括資料です。重要な資料と認識しているものの、これらについては保管場所が確保できず、保留にしている状況です。以上でございます。

(会長) はい。これにつきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか？

(委員 4) よろしいですか？

(会長) はい。

(委員 4) 市場かわらがはな古代窯跡群の図面ですけど、この写真に載っている図面と、断面が載っている図面がありますね？

(事務局 3) はい。断面がございます。

(委員 4) ということは、県で指定した時の図面ですね？

(事務局 3) あ。はい、内容に関しましては、このお二方が作成された図面…

(委員 4) これ、実は私の方で、原図というか、この資料を持ってるんですよ。これ、私が持っているのは、県に指定した時の図面として、この平面図と断面図と、あったんで、それかなと思って、それで確認したんです。そういうことですね？同じものですか？見た目は同じなんですけど。

(事務局 3) そうですね。当市が保管している、指定当時の古い図面のコピーなどは保管しているんですけども、今回のような青い図面は、今回ちょっと初めて入手したもので。数年前の、窯跡の番号が、指定当時の番号が 1、2、3（号窯）がどれか分からないというお話を、委員 4 の方にもしたことがあるんですけども（註：令和 2 年度第 1 回伊予市遺跡詳細分布調査委員会にて）、今回はそういった図面が初めて入手できたということ。はい。

(委員 4) できたら、県が持っている、県が指定した時の基礎資料とチェックしてみて、間違いはないか見てみた方がいいと思いますよ。

(会長) そうですね。

(事務局 3) ありがとうございます。

(会長) はい。それでは、県の資料と確認をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。はい。それでは、報告事項を一応全て終了いたしました。

それでは続きまして審議事項の方に参りたいと思います。それでは「与州大洲郡中波戸図」の市指定につきまして、事務局の方でご提案をお願いしたいと思います。

### 3 審議事項

#### (1) 「与州大洲郡中波戸図」の市指定について

(事務局 3) はい。7 ページをご覧ください。昨年度の審議会でもご紹介しましたが、松前町松前史談会様より、絵図の寄贈を受けました。これを伊予市指定文化財に指定いたしたく、審議をお願いするものです。まず、文化財の概要です。松前町南黒田の民家で保管されていた絵図であり、松前町松前史談会より寄贈を受け、現在は伊予市文化交流センターで保管しております。伊予港（郡中港、萬安港）を描いた絵図であり、作者不明で伝来も定かではありませんが、第一期工事（1812-1823）が完了した文政 6 年当時の伊予港の様子を読み取ることができます。伊予港の最初期の姿を示す絵図として史料的な価値が高く、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」第 2 条(4)イに該当することから文化財の指定を行い、貴重な歴史資料として保存するとともに活用を図ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、資料 5 の調査報告書、資料 6 の I 様からいただいた意見書をご参照ください。なお、難しい異体字は全て常用漢字に改めました。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

(会長) はい。これも委員 3、委員の皆さんのご助力がございまして、文化財の指定ということで、審議にかけさせていただくことになりました。この資料 6 のところに、県

歴博の I 学芸課長の意見書、それから教育委員会事務局の方の報告書がつけてあります。何度も皆さんにご紹介をいたしましたけれども、これまで探しておりましたこの絵図が、松前の方、この先の南黒田の民家で、出てきたということで、非常に貴重なものが出てきて、ぜひ文化財にということで、今回この指定の手続きになったものでございます。江戸時代に作られた郡中港も、現在はだいぶ変わっておりますけれども、それが残っているところは、県下でも非常に珍しいし、この建設の経過の資料が絵図として残ってるのは非常に珍しいということで、私達も伊予市のこの文化財につきまして、改めて再認識しなきゃいけないというふうに思いました。これにつきまして、ご意見、あるいは委員 3、何かございましたら。

(委員 3) たまたまですが、松前町の史談会の方で確認ができて、史談会さんの方に、一度、所有者の方から、所有者の方は亡くなられているんですが、娘さんがおられて、保管していただいていたので、松前町の史談会さんの方に、一度所有権を移しまして、それで、松前町の史談会様の方から伊予市の方へ、という経緯になっております。最初の方は、この「長浜版」が流れて南黒田の方行ったのかな、というふうな推測もいろいろあったんですけど、見るとやはり微妙なところが違うし、あと「南黒田版」の方は、ちょっと写真では見にくいんですが、左側の文字が書いてある横のところにちょっと何か汚れたようなところがあるんですが、何かここに描いたものを消した形跡があるので、ひょっとするとこちらの方が、長浜版よりは、オリジナルに近いのかなという感じがしないでもないんです。なんかよく見ると、石碑みたいなものをちょっと描いたのを消してる気配があるので、こちらが原図になって「長浜版」ができたのかな、と思ったりもしますし、ちょっとその辺の経緯などを調べてみると、面白い資料かなと思ったりします。以上です。

(会長) はい。ありがとうございます。また文化財になってですね、今までの調査に加えて、新たに色々調査していただけたらと思います。I 学芸課長の意見では、おそらくこれできたことが当時、これはかなり藩も協力しましたが、民間の資金、つまり町方の人たちのお金で、自普請と言っているんですけども、その寄附で、建設した経過があつてですね、これを作っていく経緯や、宮内家の中（註：市指定文化財「灘町図」）にもあるんですけども、その経過だとか、図面が残っております。ですから、出来上がった時に寄付していただいたり、いろんな協力していただいた方々に、同じようなものを何枚か渡していたものの 1 つではないかな、という推測をされておられるようでございます。いずれにしても、現在見つかったのはこれしかございませんので、これが唯一の、現状では、この時代のフェーズということで、貴重な資料ではないかと思われますので、ご審議いただきたいと思います。よろしいですか？

(委員 2) よろしいですか？とても貴重な絵だと思います。文化財に指定することについては問題ないと思いますし、伊予市の歴史を復元するとても重要だと思います。あの、ちょっと、写真が小さくて見えにくいんですけども、南黒田版の墨書について、「黒印分文化九壬申歳」で、次はこの通り「与梨」なんですけど。ここも平仮名でいいと思います。漢字じゃなくても、変体仮名なので「より」という平仮名にした方がわかりやすいと思います。で、文化 9 年より当年「迄」ですね。だから、文化 9 年から当年までに出来(しゅったい)した、出来上がった、ということで、その方が意味も通じますし、字も「分」ではなくって、この年にできたということではなくって、文化 9 年から文政 6 年までに出来たということで、意味が通ると思いますので、訂正をしていただいたらと思います。

(事務局 3) (聞き取れなかった箇所の確認をする) はい。ありがとうございます。

(会長) はい。ありがとうございます。これ多分、慌てて、失礼ながら、送ってもらったものだと思いますから、そういうふうに訂正していただいて、一応資料等にも間違いないように、掲載してください。よろしいですか。はいそれでは、この「与州大洲郡中波戸図」の市指定につきましては、一応審議会として了承するという事でよろしいでしょうか？はい。全会一致ということで、了承されました。ありがとうございました。このことは、経過的にもかなり松前の史談会の皆さんにご協力をいただきましたので、ぜひ関係者の皆さんにも、松前町教育委員会も含めて連絡をしていただき、そういう感謝の意をお伝えいただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは「その他」のところに入りますが、よろしいですか？「その他」の 9 ページのところ、歴史資料の整理につきまして、事務局の方で、報告をお願いしたいと思います。

#### 4. その他

##### (1) 歴史資料の整理について

(事務局 3) はい。9 頁をご覧ください。本市では多数の歴史資料を所有していますが、保管施設の老朽化に伴う保存環境の悪化や、保管場所の移転や容量制限などの課題があることから、歴史資料の整理が必要となっております。このことについては令和 3 年度第 1 回伊予市文化財保護審議会においてお示しし、その後、適切な整理に努めてまいりました。

まず、受贈・受託の厳密化です。寄贈寄託申請時には一覧表を作成し、資料の内容を精査のうえ、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」に則り、本市にとって重要な歴史資料であることを確認したうえで受贈受託を行っております。同様の考え方で、既に受贈受託している歴史資料についても、本市と無関係な資料を抜き出す作業に取り

組んでおります。

次に、民具の仕分け作業です。伊予市が所有している歴史資料のうち、3,769 点以上という膨大な数の民具を、現在、旧野中小学校、旧永木小学校の教室等を利用して保管しています。これらについて、仕分け作業を始めました。仕分けとは、「伊予市指定文化財の指定基準に関する要綱」基準に適合しているかどうかの確認と、重複している資料の確認です。今年度は、箆笥等 9 点（資料 8）と唐箕 10 点（資料 9）を対象とし、平成 20 年代に作成してある民具台帳に、保存状況や記録漏れの情報（墨書等）を追記しました。資料 10 にその成果をまとめております。資料 8・9 に示す「基準外」の民具台帳には「処分を検討」と記載しました。あくまで、歴史資料の継続的な収集を行うための処分である点、御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

（会長）はい。歴史資料の整理につきまして、ご提案がございました。先ほど私の方で委員 1 の意見のところ、ちょっと先走って報告しましたけれども、これに関するところでございます。御意見をいただきたいと思えます。ちょっと戻りますけど、6 ページのところにも関わるので、6 ページの報告事項の「歴史資料の受贈受託について」のところの、資料 3 の上の「皆川家所蔵資料」それから郡中の「福岡酒店資料」ということで、一応寄贈はされたけれども、保管場所が不足して保留ということ、ちょっとご報告いただいているものも含めてでございますが、こういう物の取り扱いですね。考え方としては、受贈受託の厳格化するというので、これまでもそういうご意見もいただいております、手続きするというのと、それから仕分けについても仕分け基準に基づいて、抽出をして少しずつでございますけれども、進めていくということ。恐らく 6,000 点以上あると思えます。以前に整理したものが、台帳として出されたことがありましたけれども、かなり多いものがありますので、これの整理もしないといけないということになっております。例えば、この保留となってる上野皆川家、それから、郡中の福岡酒店ですね、保留というのはどうするつもりなのかなというのを、何か考えてることがあったら、ちょっと教えていただきたいなと思えます。

（委員 5）いいですか？

（会長）はい。

（委員 5）今、事務局からご提案がありました整理ですが、確かに、何年か前に旧永木小学校の保管状況を見せていただいたんですけれども、これは大変だと。そして、もう同じ種類が相当あったという記憶があるんですが、それを整理していただきつつあるというようなことで、非常に結構なことだと思います。ただそこへ、保管だけでは、いわゆる民俗資料というのは役に立ちませんので、時には公開もする。子供たちも見てもら

うという必要上からも、業務等も含めてですけれども、ダブっとる、例えば、唐箕というの、これはもうたくさんありまして、これをどう見るかなというふうに思ったんですが、ぜひ整理していただきたらと思います。と言いながら、先ほど会長さんがおっしゃった、踏車と、そして酒屋さんの道具の受け入れというのをご承認いただいたと思うんですけれども、これはですね、私、実は文化財専門員に同行しまして、見せていただいたので、感想も含めて言いますが、踏車につきましては、保存状況と、(資料の)写真にも出ております。そして現在、永木小学校あたりで保存しているものの中には同類のものは無いというふうなことを伺いました。そういう意味では、これも貴重なもの。今もう使われておりませんけれども、特に伊予市、いわゆる複合扇状地、時には水が乏しい時期がある。その中で流れた水を有効利用するという意味で、いわゆる携行用の水車なんですよね。農家の人が、幅 90 センチぐらいですので持って行って据えて、水を揚げるというふうなことで、そういう意味では貴重な資料になるんじゃないかと思います。そして、もうひとつはその酒屋さんの諸道具ですが、これも資料 4 の 2/4 ページということでしょうかね。そこに同じような酒屋さんの諸道具を、永木保管と野中保管で列挙してあげてもらっておりますけど、そしてさらに、その右側の写真の上です。表 2、これは「場所等が明確な資料一覧」とありますが、これとよく似ておるんですが、ただ私、ここで注目したのは、そこの下の写真にありますような、寄贈を今回受けるということで決定してあるのはですね、私は酒屋さん、普通の小売店だけと思っておりましたが、そこの下の写真にもありますように原酒を、いわゆる揚げ酒屋、蔵元から原酒を購入している。そして、いわゆる割り水、加水というんですかね。水を加えて、原酒が、いわゆる生酒ですけれども、20 度程度の度数があると。それを割り水をして、普通の、いわゆる清酒、14～15 度前後に薄めるというふうなことまでやって、そして小売りとして売り出すと。そういう過程を踏んでおりまして、原酒の購入から販売までを行って。現在はこういうところないと思うんですよ。今はもう。問屋さんから買った清酒をスーパー、その他の酒屋さんにしても、並べておるだけと言うんですかね。かつてはそこの伊予鉄郡中線の郡中駅の近くですけれども、今は、この文書にもありますが、公道になっておりますが、自宅の敷地内にあった井戸水を使って、割り水をしたというふうなことまで聞きまして。そして今申しましたように、度数を 15 度前後にして売るというふうなことで、それらやる一連の道具は、全てではないですけど、そこに揃っとるんですよね。そういう意味で、蔵元から原酒を買って小売りの清酒を作る過程が、ある程度それでわかると。従来のは、それら全部、樽にしろ甕にしろバラバラですので、わからなかったんですけど、これを整理して展示すると、今言いましたように、かつての酒屋さんの生業の、いわゆる一連の仕事が分かるという意味では非常に貴重ではないかと考えております。そういう点で、これ、たくさん整理するといいますと、事務局の方、大変だと思うんですけど頑張ってくださいですね、今申したようなことも含めて、新しい展示として使っていただいたというふうに考えております。以上です。

(会長) はい。ありがとうございます。今、ご説明がありました。これの事務局の方で調査した詳しい報告も載っておりますし、ご存知の通り、伊予市はですね、郡中の町は、大洲藩になってですね、灘町ができて、大正の初めにですね、酒造が非常に栄えます。明治末から大正時代、伊予市の町中には、酒屋さんそれから醤油屋さん、そういう醸造関係の本店が10数件、まあ20件あったという話もあるんですけども、伊予郡松山も含めて、非常に大きな酒造産業が栄えた。ですから当時の統計なんか見ますと、輸出品は清酒というのは非常に大きい割合を占めてたんです。それだけ酒造関係の産業が特徴的な町でありました。本店もなくなりまして酒屋さんもなくなりましたが、この福岡酒店は、ここで書かれておりますけど、おそらく明治末ぐらいには開業されている。大正のその時代ぐらいには、こういう小売店があったと思いますけれども、郡中線が結局、郡中駅までしかなかったんですけども、今のJR伊予市駅、南郡中駅ができたことで、郡中港駅まで、昭和12年でしたかね、延伸をするんですね。延伸をした中で、Fさんのお店もですね、敷地内に引っかかりまして、今の福岡酒店の場所に移るということがあったようでございます。いろいろそういう経過の中で、明治末から大正にかけていろいろ酒類、酒に関わる、お酒を作るものが残ってるということで、そういう意味では地域の産業の歴史だとか、そういうものがわかるものが残ってるので、何とか。「保留」と書いてますから、少し、どういう方法があるのか、検討していただいたらというご意見だったと思います。貴重なご意見ですので、これはまた事務局、委員会の方で少し対応を考えていただけたらと思います。

はい。それからですね、例えば処分の検討、つまり処分しなければいけないものがあります。そういうものの処分の仕方ですね。これは、何か教育委員会事務局の方で考えておられるのか、それこそ、壊して焼却してしまうというふうにするのか。経過的に言うと、おそらく双海・中山の住民の方々が、当時の教育委員会にお渡ししたというか寄贈した経過がありますから、それは、そういうふうにしますよということは、告知しないといけませんけれども、処分の仕方ですね、そういう意味で何か考え方があれば、少しご紹介いただけたらと思うのですが、委員2、例えばこういう場合、どういうふうにしているのかとか…

(委員) オークションで売るとかいう訳にもいかないですね。

(委員) そうですね。

(委員2) あの、まずですね、残すものと残さないものを、この一覧表にあるように明確な基準で分けられた、ということに対しては、非常に敬意を表したいと思います。まさに、何を残して、何を残さないかというのが、すごくやっぱりプロの知識や認識の見

せどころだと思うので。そういう、本当だったら何でも残したらいいんですけども、そこにいろんな管理上の事情とかで、残せないものもできてきますから、そこをプロの知識でこうやって識別をした、というところは、非常いいことだと思います。あんまり、そういう、一旦貰ったものを処分するというのは、あんまりみかけないことなので、非常に、この判断はいいことなんですけども、やっぱり、収集する時に、今の酒屋さんのをどうするかという話題がありましたけど、収集する時に判断して「これはちょっとこういう理由で受け取れませんよ」っていうのが大体今の主流なので、ただ、もう既に収集しているものですから。どうしたらいいんでしょうかね。ちゃんと寄贈者の名前がわかっているものもありますし、会長さんの言われたとおり、一度、お話をして、というふうになろうかと思っています。

(会長) はい。

(委員 2) 難しい。難しいと。

(会長) これは、物理的な問題もありますから、やっぱり取捨選択しなければいけないということだと思います。宇和に民具館というのがありますよね。ああいう中でも、本当にスペースとしては非常に狭いところですから、代表的なものを収集していると思います。今後の取り扱い、つまり寄託寄贈をされたときの対応がまず第一。大事ですよ、ということと、それから今まで収蔵したものについては、個人の名前で寄贈されてますから、これはもう、本当に知らずに処分してしまったという、いろいろクレームが出てくる可能性がありますから、ちゃんと、わかってるものは、「こういうふうにします」ということで、ご了解を得ないといけないと思います。で、処分の仕方は、それこそどうするのか、これも知恵があるわけじゃないので。

(委員 2) ちょっといくつか、こう、他の所にもお聞きになって。

(会長) そうですね。

(委員 2) どんな事例があるか、調べられた方がいいかもしれません。

(会長) まあ、それを必要とするといいますか、民間の方で、自分としてそれを保存したいとか、保有したいとかいう方がいらっしゃるかもしれませんが、それはまあ、有償無償なのかどうかというのものもあるかもしれませんが、基本的には、金取るというのはおかしい話かなという気はしますから、希望、こういうものがあるけれども、必要な方にお譲りする、というようなことが可能であればですね、なければもうそれは処分す

るといういいですか、という方法もあるかな、という気がします。いずれにしても、昔、上島町で収集したいろんな文化財のものが捨てられてると、新聞沙汰になったようなことがありましたから、絶対そういうことはないように気をつけて対応していただきたいと思います。

（委員 2）関連して、教えていただきたいことがありまして。今、台帳がプリントに載っておりますけれども、これ素晴らしいと思います。こういった必要な事項をきっちりと体系化して残していくというのが素晴らしいと思います。これは、どこかの会社のシステムをそのまま用いられてるんでしょうか？ どのような形でこれを残されてるんでしょうかっていうことと、それから、今、もし廃棄とかになった場合にも、この台帳だけはずっと残されて、で、写真や情報の記録を、ぜひずっと残してほしいということ、2 点お願いします。

（事務局 3）はい。お答えいたします。まず、最後の委員 2 のご意見、わかりました。承りました。最初のご質問の方なんですけれども、こちらですね、平成 20 年前後にですね、外部の方に委託しまして、伊予市の所有する、当時所蔵していた寄贈資料寄託資料の一覧表を作成するという作業を行ってございました。その時に、委託企業の方が作られたのが、こちらの台帳ということになっております。

（委員 2）他のところでも使ってるようなものですかね。伊予市だけに納品されたようなものではなくて、他のところも同じようなものを使ってる感じでしょうか。多分、あの政府の緊急雇用とかの時に作られたんだと思いますけど。

（事務局 3）はい。まさに緊急雇用の時に作られたものでして。はい。

（会長）なんか、よく使っている。

（事務局 3）企業名はセットアップさんです。

（会長）そうです。緊急雇用で、セットアップさんという会社に委託したと思います。ちょっと、当時、指導員が中心になってですね、整理したものと思います。一応、全部番号と、それから一つ一つに札がついてまして、一応それが、今度永木ですかね、の方に全部収蔵されたという状況になってます。

（委員 2）はい。わかりました。ありがとうございました。廃棄の際にも引き続き台帳の記録というか、保存だけお願いしたいと思います。

(委員 8) はい。すいません。

(会長) はい。どうぞ。

(委員 8) はい。失礼します。台帳を見ていきますと、双海地区、双海町の教育委員会の時代に、双海町教育委員会に寄贈されていたものを、保管したり展示したりしていたということ。私もちょうど、双海町が閉庁する直前の２年間、双海町教育委員会に勤めていたので、非常に記憶があるところです。まあ、新しい伊予市になって、これらの民俗民具等々が活用されるといいな、というようなことで、どこに保存するかということで、最終的に永木小学校あるいは野中小学校の方に行ったという経緯も知っております。まず、ひとつ地元の人たちが心配しているのが、野中小学校の校舎の方が、旧永木小学校よりも古く、永木小学校は鉄筋、私も中に最近入らせていただいたことがあるんですけど、しっかり保存されている状態ではあるんだけど、そこよりも、もうちょっと古い野中小学校の方に行くということは、保存状態が、さらに悪くなるんじゃないかという心配をしている方がいるということ。雨漏り等の心配。で、もう一つは私も、もう処分するものは処分しないといけないなというところには、大卒賛成なんですけれども、ただ、そういう収集してきた時とか寄贈された方とかそういう関係者にとっては「ありや」ということになるので、そのあたりはなるべく、広く皆さんが納得いくような説明が必要かな、というようなところも思っています。まあ、こうしてくださいという意見が私にあるわけではないんですけれども、双海地域の方の中には、野中小学校さんにあるということも、もちろんなんですけれども、今、双海地域には、例えば旧下灘中学校の校舎であるとか、そこもあんまり状態が良いとは言えないんですけれども、それとか、最近、上灘保育所が閉園をいたしまして、これも耐震の問題が何かでっていうところがあるんですけれども、そういう使われなくなった公共施設の中に多少の保存に適するような改修が必要かもしれないけれども、真に必要な、将来残していくようなべきものは、やはり保存をしていただきたいというような声はございます。もちろん、理想を言えば、そういう民具館であるとか、博物館であるとかそういうものができればいいんですけど、そんなことを求めていくというのは、今のご時世、なかなか難しいということも把握しておりますので、そういう声がある。その、野中小学校で大丈夫かな、という声があるということと、代替地としてそういうことも検討したらどうか、というような意見があるということで、参考に発言させていただきました。以上です。

(会長) はい。ありがとうございます。私もいろんなご心配などもお聞きしております、これ、実は私達も、教育長いらっしゃいますけども、市長と教育長に伊予市歴史文化の会や文化協会と史談会の皆さんで、直接要望書を出しまして、大変多くのいろんな

歴史資料をですね、ちゃんと保存管理、活用してほしいということ、それから、歴史博物館、要するに図書館にあった歴史資料室は、この場所では作れなかったの、それに代わるものということで、どこかの場所で歴史博物館的なものを作ってほしいということで、要望書を出して市長にも教育長にお願いした経過がありました。それで、議会でも、K 議員が令和 5 年度の 6 月議会で質問していただきまして、「伊予市に歴史博物館を」というストレートに要望を言っていただきましたが、その当時の局長の話としては、いろいろ現有する施設を有効活用して、展示するということ、それから、彩浜館における展示について検討するとか、IYO 夢みらい館を使うとかいうことで、対応しますということになっておりました。ですから、まあ、今ある施設、現有する、いろんな市の、学校も含めてですね、もう少し視野を広げて、永木の野中ということだけでなく、その可能性がないかということで、ご意見ありましたので、ぜひご検討いただきたい。それから、さっきの処分に関わってですね、実は、特に双海の史談会の皆さんから、要するに、自分たちで、史談会として、どこかそういうコーナーを作って、私設になるかもしれませんが、私設博物館を、要するになんらかの形でコーナーを作るとか、ご意見もあるようなので、もしそういう所で引き受けますよというのがあれば、そういうものも、まず史談会関係、我々もそうですけども、そのところでですね、「勝手に処分してもらうのは困る」ということが出てくるかもしれませんから、まあ、大変煩雑になってしまうかもしれませんが、歴史文化関係者にも、お声掛けをしていただいて、その人たちの意向とか、お知恵も借りてですね、処分ということにならないようお願いしたいと思いますので、また委員 8、地元でも史談会からということで、ご協力お願いします。

(事務局 1 が挙手)

(会長) はい。どうぞ。

(事務局 1) はい。すいません。公共施設への保管のお話をいただきました。現状、今、永木・野中に分けて置いてますし、お話があったように、野中については非常に老朽化が進んでいて、現状雨漏りも一部確認されているというところでございますので、これも早急に何らかの対応を行わなければならないと思います。あと旧下灘中学校であったり、県から移譲を受けた旧中山高校であったり、あるんですけども、ただ、これがですね、財政部局または建築を担当している部局からは、耐震基準を満たさない施設を公の用途に使ってはならないという指示も受けておりますので、今は目を瞑ってもらっているという状況がございます。こちらについても、さあどうしようか、と考えているところなんですけど、今すぐそれを撤去しなさいというものではないんですが、あまりそれが、どんどんそういう状況がこれからも増え続けると望ましくないということもござい

ますので、そちらについても新たにその保管できる場所があるかどうか、しっかり検討を行ってまいりたいと思っております。あと、処分のところですが、当然ご寄贈された寄贈をされた方のご意向もございます。こういう研究されている方のお気持ちもあろうかと思しますので、しっかりそういう方にも確認を取った上で、その必要な方にお譲りするのがいいのか、競売というのはなかなか難しいとは思いますが、今、公共施設を解体とかする際にはですね、こういうものが、今いないものが出てます、ということをお示しをした形でお譲りをしている状況がございます。で、結構人気があって、その音響の設備であったり時計であったり、そういうものは皆さんが持って帰られているという状況もございますので、形としてはそういうものになろうかと思いますが、皆さんの、幅広い方にご意見を聞いた上で、対応策を検討したいと考えます。よろしく願います。

(会長) はい。それでは官民両方をお願いしたいと思います。図書館の中央公民館を壊す時にも、結局、郡中公民館に置いておきますから、みんな取ってもらうっていうやり方だったけど、歴史的なこういうものは、ちょっとそういうやり方はいかんと思えますから、まず、歴史団体ごとにまず声をかけていただいてからにさせていただいたらと思えます。よろしく願います。

はい。今言いましたけど、彩浜館を利用せよということで、市長から言われておりますから、今は扶桑木を展示している段階ですけれども、そういうことも活用した展示の仕方等々も、ぜひまた、教育委員会、民間の歴史団体と協力をお願いしたいと思えます。一応、議題的には以上であります、その他何かございましたら、この機会です。

(委員 3) 1 点だけ。

(会長) はい。

(委員 3) ちょっと御礼を申し上げようと。伊豫稲荷の宝物館の方の資料、ありがとうございました。実は先日、松前の史談会さんの方といろいろ話をしておって、松前町の史談会さんが、義農作兵衛の陶像、いわゆる焼き物の像を持っておるんです。で、由来とか謂われがわからないので、いろいろ今までちょっと宙ぶらりんになっとったんですが、稲荷神社の方にも同じものがあるということで、調査資料から見てわかりまして、先だって、2 つを並べて検分させていただきました。そうすると、やはり微妙に違うんですよ。だから同じもので型抜きしたものではないぞ、というふうなことで、そうこうしていると、松前にもう 1 点、同じものがある。で、いろいろそれで、稲荷神社さんの資料見ますと、友澤波六っていう名前が出てきまして。灘町の人ですよ？

(会長) そうですね。

(委員 3) 三島窯から砥部行って、その後、窯を作られた方じゃないかと。どうも、それも依頼品で何かの機会に依頼して作ったんじゃないか、県の文化財保護課の I さんにも、ちょっといろいろ聞いてみたんですけど、多分これ何かの記念品やなかろうかみたいなことで、ちょっとその辺のいわれを探してみたら面白いな、というふうなことが、先だってありました。あの資料、大変有効に、ちゃんと作っていただきまして、そこから、元々伊予市の稲荷さんも義農作兵衛像も寄贈で持ったものらしいですし、いろいろ広がりまして、ここでお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(会長) はい、ありがとうございました。報告書を作って終わりではありませんので、そこから未指定のものを指定にしていくとか、いろんな再発見に繋げていただければと思います。

それでは、審議事項につきましては、以上で終わりにしたいと思います。一応、審議会の議長は、とりあえず私の方で終了させていただきます。本日は、ご協力ありがとうございました。

(事務局 2) 会長、ありがとうございました。それでは閉会にあたり、上岡教育長がご挨拶を申し上げます。

(教育長) 本日は長時間にわたり熱心にご審議賜り、本当にありがとうございました。まず、伊予市文化財保護審議会の日程調整に当たり、事務局の不便等あったことを十分反省しまして、今後に生かしたいと思っております。特に今後は、委員の皆様を初め、愛媛県や専門機関のご指導のもと、地域の皆様のご協力をいただきながら、未指定の文化財の掘り起こし等にも取り組んでまいりたいと思っております。特に事務局 1 の方からも申しましたが、伊予市文化財保存活用地域計画の作成を、まず方向性をもって、しっかりと、年度ごとの計画的な運営、調査研究を、これかしていくことが必要だと思っております。また、貴重なご意見等をお伺いしながら進めていきますので、これからも、どうかよろしく願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。

(事務局 2) 皆様、本日はありがとうございました。審議会の議事録は完成次第送付いたしますので、またご確認をよろしくお願いいたします。来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

たします。

(一同) お願いします。